

「学校の新しい生活様式」のうち、マスクの着用や消毒の取扱いが改訂されましたので、お知らせします。

学校生活における新型コロナウイルスへの対策としては、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要であるという考え方から、次のポイントのように改訂されましたので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



## 「学校の新しい生活様式」のポイント

※ 今回変わったところは、下線部分です

### 基本的な対策

- 手洗いは、流水と石けんで、こまめに、丁寧に（30秒程度）行います。
- マスク** は、児童生徒及び教職員ともに、身体的距離が十分とれないときに着用します。
  - ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、マスクを外します。
  - ・体育の授業では、マスク着用の必要はありません。
- 換気 を、定期的に行います。※教室内の温度は適切に管理します。
- 消毒** は、感染者が発生した場合でなければ基本的には必要ありません。
  - ・通常の清掃活動の中に、ポイントを絞って消毒の効果を取り入れます。

\* 床は、通常の清掃活動の範囲で対応します。

\* 机・椅子は、家庭用洗剤等を用いるなどして、拭き掃除を行います。

\* 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、消毒を行います。（家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で代替可能）

\* トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて清掃します。

\* 共有する物（器具・用具など）は、使用前後に手洗いを行います。

※別紙「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」をご参照ください。

- 身体的距離（座席配置）を、可能な限り1～2メートル確保します。
- 発熱などの風邪症状がある場合は、自宅で休養させてください。
  - ※その場合、「出席停止」として取り扱います。

### 感染症の学習

子どもたちが、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、

- 自分から**感染リスク**を避けることができるよう指導します。
- 差別や偏見のない**適切な行動**をとることができるよう指導します。
  - ※裏面の《参考資料》「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」をご覧ください。

### 臨時休業等の判断

- お子様に感染等の事由が生じた場合は、出席停止等の対応を行います。
  - ※裏面の「新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について」をご覧ください。
- 保健所等の助言を受け、学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、臨時休業の必要性や規模（学級単位、学年単位、学校全体）等を判断します。

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

集団生活の場である学校においては、最大限の感染予防対策が必要です。

つきましては、万が一、お子様が感染したときなど、次に該当する事由が生じた場合は、速やかに学校の相談窓口へ情報提供いただきますよう、ご協力をお願いします。

また、保健所が学校を通して疫学調査を実施する場合には、調査にご協力いただきますよう、重ねてお願いします。

ご提供いただいた情報については、個人情報保護の観点から取扱いに万全を期してまいります。

**濃厚接触者** になった場合は、保健所から本人又は保護者に濃厚接触者に特定された旨の連絡が入ります。

## 【お子様の状況と学校の対応】

|   | お子様の状況           | 学校の対応                                                                            |
|---|------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 感染した             | 治癒するまでの間「出席停止」の取扱いとなります。                                                         |
| ② | 濃厚接触者になった        | 14日間の「出席停止」の取扱いとなります。                                                            |
| ③ | 同居する家族が濃厚接触者となった | 濃厚接触者である家族のPCR検査の状況や保健所の指導を踏まえ、「出席停止」の必要性が判断されます。                                |
| ④ | 発熱等の風邪症状がある      | 症状が消失するまでの間「出席停止」の取扱いとなります。<br>(感染が拡大している地域では、同居する家族が発熱等の風邪症状がある場合も同様の取扱いとなります。) |

## 保護者の皆様へお願い

お子様が感染したり濃厚接触者となった場合には、次の事項を学校に連絡してください。

・氏名 / ・判明期日 / ・現在の健康状態 / ・保健所の指示内容 / ・担当となる保健所名



## 不安を感じたら、相談してください

- ・お子様の感染に不安を感じる
- ・感染症に関連した偏見が気になる
- ・手洗いや消毒による健康への影響が心配

など、新型コロナウイルスに関する不安や悩みが生じた場合は、学校の相談窓口や、北海道教育委員会の「子ども相談支援センター」に相談してください。



北海道教育委員会  
「子ども相談支援センター」

☎ : 0120-3882-56 (24時間無料)

E-mail: doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

## 差別や偏見がなくなるよう、ご協力をお願いします

新型コロナウイルスの感染者が出た地域では、感染者やその家族、感染症の治療にあたる医療従事者への偏見・差別が生じてしまうことがあります。

感染がまん延していない日常から、ご家庭でも差別や偏見についてお子様とお話ししていただきますようお願いいたします。

### 《参考資料》「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」日本赤十字社

